

山口大学生生活協同組合行動計画（第 6 回）

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021 年 12 月 1 日～2026 年 11 月 30 日までの 5 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

＜次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標＞

目標 1

職員一人当たりの有給休暇取得率を 50%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 2021 年 12 月～ 職員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、所属長に情報提供する。
- 2022 年 5 月～ 記念日休暇の導入。
- 2022 年 12 月～ 部署ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 2023 年 12 月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各部署での取組の結果を振り返る全体ミ
ーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

目標 2

全職員のひと月当たりの平均残業時間を 10 時間以内とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 2021 年 12 月～ 長時間労働削減の方針について、経営トップからメッセージを発信する。
(毎年 1 回実施)
- 2022 年 12 月～ 部門ごとに業務内容の見直しを実施し、効率化に向けての計画を策定する。
- 2023 年 12 月～ 毎週水曜日または金曜日は、管理職も含めた完全定時退社とする。
- 2024 年 12 月～ 部門ごとの業務効率化計画の進捗を経営会議での報告事項とする。
- 2025 年 12 月～ 業務効率化への優れた取組に対して表彰を行い、好事例として全体に展開す
る。

目標 3

子どもを育てる職員が利用できる措置の実施

始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の該当者全員利用

子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

〈実施時期・取組内容〉

- 2021 年 12 月～ 該当者が出れば、実施可能なことを周知する。